

永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年6月16日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第16号

永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年永平寺町条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 防疫等作業手当の特例

本則に次の1条を加える。

(防疫等作業手当の特例)

第5条 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(新型コロナウイルス感染症を除き、人事院が定めるものに限る。)をいう。)から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1500円(緊急に行われた措置に係る作業であり、心身に著しい負担を与えると町長が認めるものに従事した場合にあっては、4000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて町長が定める額とする。
附則中第3項の前の見出し及び同項から第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和5年5月8日から適用する。